# 平成29年度 美郷町農作業標準賃金・料金が決まりました

美郷町農業委員会では、農家の皆さまが農作業を依頼 するときの目安となる農作業賃金・料金の標準額を定め ています。

この金額はあくまでも標準額です。ほ場などの状況 を考慮して料金を決めてください。

	// <del></del>		H /÷	◇短/四)	# <b>*</b>
	作業	区分	単位	金額(円)	備考
	耕起	整理田	10a	5,500	再耕は3,000円
		未整理田		6,000	
		畑		6,000	
	代かき	整理田	10a	5,900	荒がきは4,000円
		未整理田		6,200	
	田植	整理田	10a	5,200	・側条施肥1,000円 ・同時薬剤散布300円 ・同時除草剤散布300円
		未整理田		5,500	
		直 播		5,000	田植(直播)のみ
料	苗	緑 化 苗	· · 1箱	500	<ul><li>・病害虫防除剤使用の場合は別途料金</li><li>・肥料、農薬は委託者負担</li></ul>
		稚 苗		630	
金		中・成 苗		650	
		苗 運 搬		30	
	畦 畔 形 成		1m	40	
	請負防除		10a	1,100	<ul><li>・大型スプレーヤーによるもの</li><li>・果樹を含む</li></ul>
	刈取	整理田	10a	15,500	・隅刈りを含む ・グレンタンク付を基本とする ・袋取りの場合は補助員を含む ・倒伏やぬかるみの場合は20%以上の増額を相互で協議
		未整理田		16,500	
			10a	1,500	
	乾燥・調整		60kg	1,400	

※整理田はおおむね30a以上に区画されたほ場です。 ※30a未満のほ場·不整形ほ場等は作業効率を勘案して相互に協議してください。 ※消費税込みの金額になります。

賃金	区分	単位	金額(円)	備考
	一般農作業(男女とも)	1⊟	6,500	
217	オペレーター	1時間	1,250	

## 問 町農業委員会事務局 ☎0187(84)4913

建 設

### 住宅のリフォームをお考えの皆さまへ

# 美郷町住宅リフォーム緊急支援事業

補助金の額	対象工事に要する費用の10%に相当する額(千円未満は切り捨て、上限額8万円)
対 象 者	自ら居住する町内の住宅の増改築工事やリフォーム工事を行う方で、町税および使用料等の滞納がない方
対象住宅	一戸建ての住宅(住宅の車庫、物置を含む) ※併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が 建物全体の延べ面積の 2 分の 1 以上であること
対象工事	次に掲げる全ての条件を満たす工事 ①増改築・リフォームに要する費用(消費税および地方消費税の額を含む)が50万円以上であること ②町内に事業所を有する法人または町内に住所を置く個人が施工するものであること ③平成29年度中に工事が完了し、平成30年3月15日休までに完了実績報告書を提出できること
その他	秋田県住宅リフォーム推進事業と併せてご利用できます。

### 町建設課 建設管理班 ☎0187(84)4910 申•問

情

# あったか山グリーンパークの受付窓口が変わりました

あったか山グリーンパークが5月1日|月よりオープンしました。今年から受付方法が変わりましたのでお知らせします。

【変更点】受付窓口が「六郷温泉あったか山」のフロント に変更となりました。料金のお支払いもそちら になります。ご理解とご協力をお願いします。

問 町建設課 建設管理班 ☎0187(84)4910

商工観光交流課

# 商店等が連携して行う取り組みに助成します

町内の商店や団体等が連携して行う、商店街の活性化や魅力あるまちづくりに向けた取り組みに対し、経費の一部を助成します。

対象団体 3事業所以上で構成する団体 ※同業種のみで構成される団体は対象外

**対象経費**●右記事業に要する経費。ただし、飲食代や事業のすべてを委託する場合は除く。

対象事業
①町内消費者に対する一層の利便性向上のための事業

②消費者の購買意欲や来町意欲を喚起する事業

③共同で行う担い手人材の発掘・育成のための事業

④共同で行う販路開拓や宣伝活動のための事業

補助率 事業費の3分の2(上限額20万円)

# 展示会・商談会等への参加に対する取り組みに助成します

町内事業者が首都圏等で行う販路開拓および拡大を目的とした展示会等へ参加する場合、経費の一部を助成します

対象者 町内に事業所等を有する事業者、団体等

**対象経費●**展示会等に参加するための経費。ただし、人件費等は除く。

補助 率●事業費の2分の1 (同一年度内、上限額10万円。同一事業に対する申請は3回まで)

対象事業●次の要件をすべて満たすもの

- ①物販および小売ならびに試食等を主たる目的とする 事業でないこと
- ②町および町が主管する関係団体が経費の一部を負担する事業でないこと
- ③他の団体が実施する補助制度を利用していないこと

# 特産品開発に対する取り組みに助成します

町内の産品を使用して加工または製造された農産加工品、 民工芸品等特産品の新規開発および販路拡大を図ることを 目的とした取り組みに対し、経費の一部を助成します。

対 象 者●美郷町に住所を有し、特産品開発に取り組む 団体および個人事業者

### 対象経費

- ①特産品開発研究および市場調査に要する経費
- ②特産品試作に要する経費

補 助 率 事業費の3分の2

(一会計年度、上限額30万円)

## パッケージデザインに対する取り組みに助成します

地場産品の商品のPR力・認知度の向上や販売促進を 図り、地場産業の育成、雇用創出、所得向上を図ること を目的とした取り組みに対し、経費の一部を助成します。 対象者●町内で地場産品を生産または製造している方 対象経費●①パッケージデザイン料

②デザイン企画費 ③イラスト制作費 ※デザインに関する経費のみ、印刷料は対象外

補助率●事業費の3分の2(同一年度内、上限額20万円)

申•問 町商工観光交流課 交流•商工班 ☎0187(84)4909